

資本金の額の減少公告

令和4年10月6日

債権者各位

福岡県大野城市仲畑二丁目12番40号
株式会社はかた匠工芸
代表取締役社長 安川 明夫

当社は、資本金の額を32,562,000円減少し、100,000,000円とすることにいたしました。
効力発生日は令和4年11月8日であり、株主総会の決議は、令和4年9月28日に終了
しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から1箇月以内にお申し出くだ
さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

<http://takumikougei.jp>

以上